

県立宮古工業高等学校

「いじめ防止基本方針」(案)

～いじめのない居心地の良い学校づくりにむけて～

沖縄県立宮古工業高等学校

令和6年 5月20日 改訂・施行

宮古工業高等学校「いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

2. いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。従って、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

- (1) いじめを許さない学校の雰囲気づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- (2) すべての教育活動を通して、生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- (3) いじめは、どの生徒にも起こる可能性があり、どの生徒も被害者および加害者にもなり得る。そのため、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努める。
- (4) いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応することを教職員全員で共有する。
- (5) いじめが発生した場合は、全教職員が一致協力して対応にあたる。
- (6) いじめの対応は、学校、家庭、地域社会との連携を図り、一体となって取り組む。

3. いじめのない学校作り

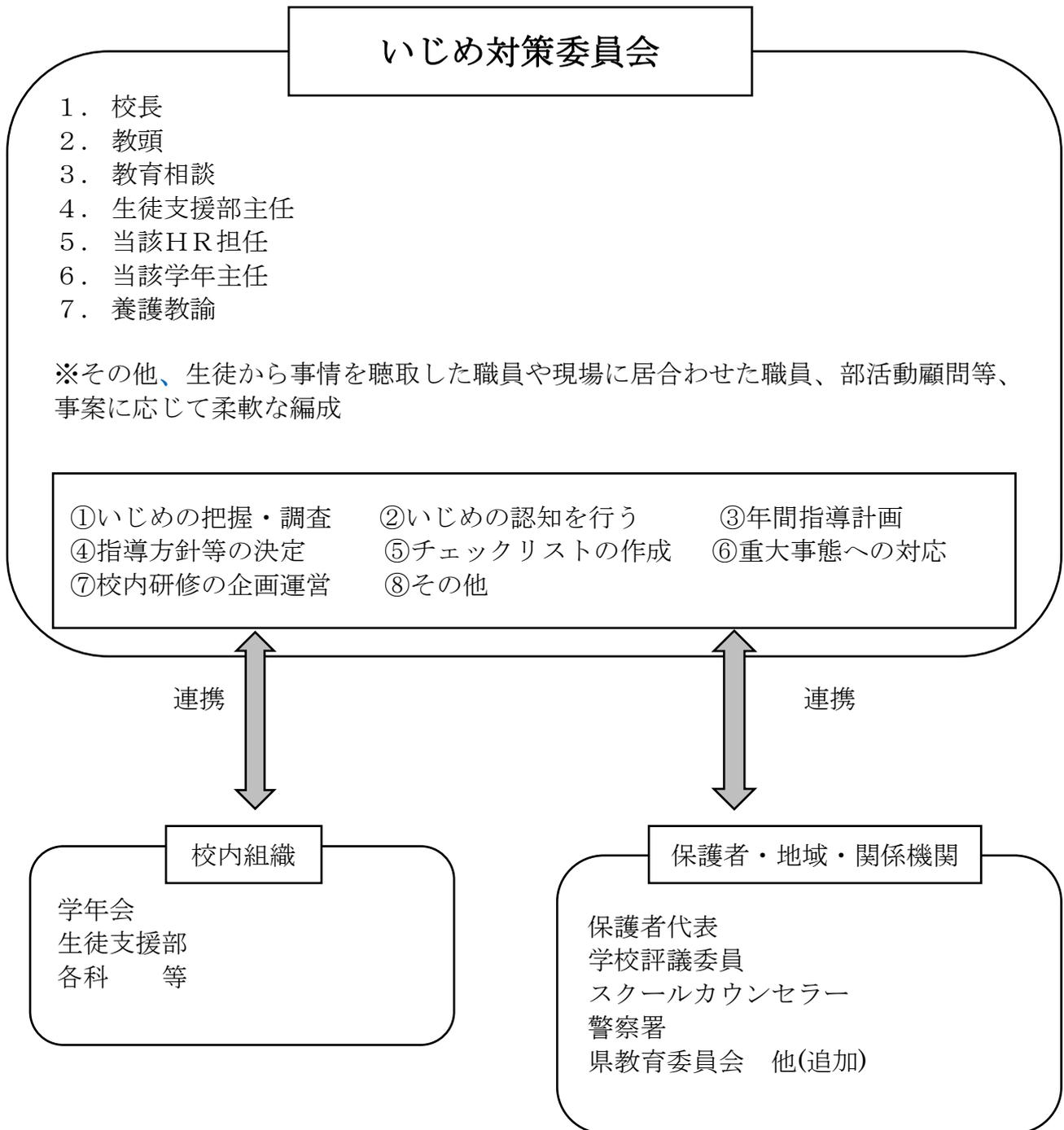
- (1) 基本的人権を尊重し、命の尊さや個人の尊厳を重んじる心を育成する。
- (2) 人権教育を充実させ、自分を大切にしながら他者を思いやる心を育て、いじめ・暴力のない学校を作る。
- (3) 学校・保護者・地域社会と連携し、一体となっていじめの未然防止に努める。
- (4) 生徒会と連携し、いじめの未然防止や意識付け(追加)に努める。

4. いじめ問題に取り組む組織体制

(1) 「いじめ対策委員会」として設置する。

※事案に応じて柔軟な編成

(2) 外部委員会：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー



5 「いじめの防止」について

(1) HR経営の充実（HR担任）

- 居心地の良いHRを作る。
- 生徒への共感的態度により教師と生徒の信頼関係を築く。
- 基本的な生活習慣を確立するための指導を行う。
- 学校やHRの決まりを守る生徒を育成するための継続的指導を行う。

(2) 授業中における生徒指導の充実（教科担任）

- 「わかる授業」「魅力ある授業」を目指し生徒達の学習保障を行う。
- 「自己存在感」や「共感的人間関係」を育む授業を行う。
- 授業時間の厳守。
- 授業に対する姿勢を整えさせる。
- 自己有用感等を育成する。

(3) 学校行事や生徒会活動を通じた倫理観や道徳観の育成（特別活動）

- 生徒たちが主体となるように、学校行事の運営方法を工夫する。
- 部活動の活性化を図ることで、集団への帰属意識、相互の違いを認める精神を育てる。
- 人権講話、情報モラル講話等を通し、人権についての意識を高める。

(4) 家庭や地域との連携強化

- PTA役員会や保護者会、学校評議員会、学校保健委員会等において、いじめの実態や現状等について情報の発信や収集を行う。
- 学校だよりや三者面談等を通して、各家庭への情報発信を行う。

6 「いじめの早期発見」について

(1) 教職員等による観察や情報交換

- 日頃のホームルーム活動や授業、部活動において生徒の様子を観察する。
- 生徒が悩みを打ち明けやすいような信頼関係を日頃から築く。
- 生徒のわずかな変化を見逃さず、気づきがあれば直ちに情報交換を行う。
- 生徒からの緊急を要する情報は、関係職員と共有する。
- 教師用「いじめ早期発見チェックリスト」を活用する。（別紙資料①）

(2) 教育相談体制の整備

- いじめに関するアンケートを年に2回以上（定期5月、10月）行い、必要に応じて随時実施する。（別紙資料③）
- 教育相談係やスクールカウンセラー、就学支援員を含めたカウンセリング体制を整備する。（変更）
- 生徒・保護者に校内外の相談体制を周知しておく。

7 「いじめに対する措置」について

【関係する生徒・保護者への対応】

(1) いじめを受けている生徒に対して

- つらさや悔しさを十分に受け止め適切な心理的ケアを行う。
- 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。

(2) いじめを受けている生徒の保護者に対して

- いじめの事実を正確に伝える。
- いじめを受けている生徒を絶対を守るという姿勢を示す。
- 家庭と学校の信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

(3) いじめている生徒に対して

- 教職員は中立的な姿勢を示しながら、生徒に対して迅速に事実確認を行う。
- いじめを行った背景や理由とともに不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 心理的ケアを行いながら、いじめは決して許される行為ではないことを粘り強く指導する。

(4) いじめている生徒の保護者に対して

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情を理解する。
- 生徒の行為に対しての理解と反省に向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

(5) いじめを傍観している生徒に対して

- 教職員は中立的な姿勢を示しながら、関係する生徒に対しての事実確認を迅速に行う。
- いじめを傍観している背景や理由とともに、不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 傍観という行為の意味について理解させ、当事者意識を高める。

(6) いじめを傍観している生徒の保護者に対して

- いじめ傍観の事実を正確に伝える。
- 保護者の心情を理解する。
- 生徒の行為に対しての理解と反省に向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

8. いじめの態様と対応の目安

～『いじめは犯罪』です。抱え込まず、外部関係機関と積極的な相談・連携・協働を！～

段階	態様	学校の対応
<p style="text-align: center;">PHASE IV (末期段階)</p> <p>段階 ・ 深刻な被害 ・ 被害者に事件化の意思有り</p>	<p>③ 身体の危険、命の危険を感じるほどの暴行、脅迫、その他の行為を受ける。 ② 執拗に金銭等を強要される。 ① 治療を要するケガを負わされる。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>警察へ「通報」</p>
<p style="text-align: center;">PHASE III (中期・後半期)</p> <p>段階 ・ 指導が困難</p>	<p>③ 肉体的・心理的に断れない状況に(追加)追い込まれ、嫌なことを強要される。 ② PHASE IやIIの段階で指導したにも関わらず、いじめが潜在化し続く。 ① 明らかに「遊び」「ふざけ」「ケンカ」の段階を超え、ケガなどを負わされる。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>警察へ「相談・通報」</p>
<p style="text-align: center;">PHASE II (中期・前半期)</p> <p>段階 ・ 被害のエスカレート ・ 手口の多様化</p>	<p>⑦ 性的ないたづらをされる ⑥ 恥ずかしい姿の写真を撮影し、ネット等に掲載される。 ⑤ 「死ぬ」「ウザイ」などの言葉を言われたり書き込みをされたりする。 ④ (軽い) ケガを負わされる。 ③ 窃盗を強要(万引きの見張り役等も含む)される。 ② 被害者が嫌がっている様子、表情が見られる。 ① 仲間内で力関係が決まっているかのような状況が周囲からはっきり見える。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>校内規定に準じ、指導・支援を行う</p>
<p style="text-align: center;">PHASE I (初期段階)</p> <p>段階 ・ 軽微ないじめ</p>	<p>⑧ 写真をネット上で勝手に掲載・拡散される。 ⑦ 言葉やネット上でのからかいを受ける。 ⑥ いじられ役になる。 ⑤ 物をぶつけられる。 ④ 貸した物が返って来ない。 ③ ケンカを強要される。 ② 軽くぶたれる。 ① プロレスごっこなど嫌だと感じる遊びを強要される。</p> <p style="text-align: right;">等</p>	

9. 保護者・関係機関との連携

- (1) いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- (2) 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- (3) P T A総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」(別紙資料②)の活用等を呼びかける。
- (4) 警察や医療・福祉等の関係機関との関係づくりを円滑にし、必要に応じて連絡・相談を行う。

10. 外部関係機関との連携・相談

- (1) 地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- (2) 地域の自治会等と連携し、地域における生徒の人間関係等の情報収集に努める。

11. いじめの発見から解決まで

- (1) 発見の具体的手だて
 - ①アンケート(定期的)
 - ②教職員の気づき(朝夕SHR・休み時間・昼休み・放課後・部活動時間等)と情報交換・共有化
 - ③面談(三者面談・個人面談等)
 - ④家庭での気づき(日頃からの生徒の様子について連絡できる体制づくり)
 - ⑤相談窓口の複数化(HR担任・学年主任・各科・保健室・サポートルーム部活動顧問・教育相談担当等)
 - ⑥生徒自身による取組(ホームルーム活動・生徒会・部活動等)

(2) 発見から指導にいたる組織的対応

①いじめの情報（気になる情報）の把握

※ 独断での判断はしない、解決を焦らない

報告

報告

- ・いじめが疑われる言動の目撃
- ・当該生徒からの相談
- ・アンケートからの発見
- ・保護者からの訴え
- ・友人からの情報 等

②生徒支援委員会

教頭, 生徒支援部, 当該 HR 担任, 当該学年主任 ※事案に応じて柔軟に編成する

- 緊急度の確認
- 情報の収集・整理をし、事実確認を行う→いじめ対策委員会への提案を決議
- 該当生徒への支援、指導

③いじめ対策委員会

校長, 教頭,
教育相談, 養護教諭, 生徒支援部主任, 当該 HR 担任,
当該学年主任

※事案に応じて柔軟な編成

連携

外部委員会

- ・保護者代表・学校評議員
- ・スクールカウンセラー

○いじめの認否を決議

連携
報告
共通理解

④職員会議等

認定 否認

必要に応じて教育相談・特別支援・カウンセリング等のケアを検討し、支援につなげる。

指導内容の検討

- ア 被害生徒への対応
- イ 加害生徒への対応
- ウ 保護者との連携
- エ 原因究明

(3) ネット上のいじめの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷または保存するとともに、対応を協議し、関係生徒からの聴き取り等の調査を行い、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察署や※地方法務局等の外部機関と連携して対応する。

また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

※ 法務省の人権擁護機関である全国法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。

1.2. 重大事態への対処

早期対応による事実確認の結果、重大事態が発生した場合は以下のように対処する。

① 重大事態の発生

※自殺がおきた場合の対応については別冊の対応マニュアルを参照

(重大事態の意味について)

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 年間30日の欠席を目安とする
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

② 県教育委員会が重大事態の調査主体と判断

県教育委員会が調査主体の場合

本校が調査主体の場合

- ・県教育委員会の指示のもと、資料の提出等への調査協力

- ・重大事態の調査委員会を設置
組織は、校内の教職員に加え、専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成 例：いじめ対策委員会（校内委員会＋外部委員会）
- ・事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報提供
- ・調査結果を県教育委員会に報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置

13. 年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒支援部・いじめ対策委員会にて「いじめ防止対策基本方針」の検討・決議 いじめ防止に関するポスター（サポーターズ等）を各 HR 教室に掲示
5月	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議にて「いじめ防止対策基本方針」の検討・決議 決定後、HP 上で内容の更新 第1回いじめに関するアンケート実施（別紙資料③） いじめに関するアンケート結果に基づいて、いじめ対策委員会と生徒支援部が学級担任や学科と連携をとって個人面談等の実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会で第1回いじめに関するアンケートの確認及び情報交換 拡大学年会等において、気になる生徒の情報交換 三者面談にて「いじめ早期発見チェックリスト」を配布（別紙資料②）
7月	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議委員会（いじめ防止基本方針の説明） 学校保健委員会
10月	<ul style="list-style-type: none"> 拡大学年会にて、気になる生徒の情報交換 第2回いじめに関するアンケート実施（別紙資料③）
11月	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関するアンケートの結果に基づいて、いじめ対策委員会と生徒支援部が学級担任と連携をとって個人面談
12月	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会
3月	<ul style="list-style-type: none"> 中高連携生徒指導主任等連絡協議会にて気になる生徒の意見交換 学校評議委員会（いじめ防止基本方針の検討） 学校保健委員会 次年度へ向けて基本方針の検討
通年	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の開設（スクールカウンセラーや就学支援員との相談を含む） 担任等による定期的な「いじめ早期発見チェックリスト」の確認（配付資料①） 「サポーターズ」等を活用して、人権に関する意識を高める 学校・警察連絡協議会への参加 特別支援コーディネーターやサポートルーム職員および養護教諭との情報交換会 必要に応じて随時いじめに関するアンケートを行う。

○「宮古地区生徒指導連絡協議会」にていじめに関する情報交換

○PTA 役員会にて、いじめに関する意見交換

14. 連携機関

- 宮古島警察署 0980-72-0110
- 那覇地方法務局宮古島支局 0980-72-2639（代表）
- 中央児童相談所宮古分室 090-75-6505
- 沖縄県立総合教育センター（教育相談専用ダイヤル） 098-933-7537
- 沖縄県教育センター教育相談事業特別支援教育班 098-933-7526
- 沖縄人権擁護委員協議会 098-937-3278

15. 相談窓口

- 24時間子供SOSダイヤル  0120-0-78310
- 子どもの人権110番  0120-007-110

※いじめに悩んでいる、または心配な友達がいたら気軽に相談してみてください。
通話料は無料です。

教師用「いじめ早期発見チェックリスト」(学校における生徒観察の視点)

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる ○不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人であることが多い ○ふざけて質問をする
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人であることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い ○悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	<input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人が残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられる等、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る ○他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する ○乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ ○反抗的態度が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される ○高価な物を持ってくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる ○目立つ服装をしてくる
そ の 他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に残酷行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる ○校則違反、問題行動をする

※ ○は強要によるもの

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「特定の番号の項目が継続していて心配である」など有りましたら、**HR担任**に相談して下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号 : 0980(72)3185 ■学校のFAX番号: 0980(72)8041

沖縄県立宮古工業高等学校

令和〇年度「いじめ」に関するアンケート実施要項

令和〇年〇月〇日(〇)

いじめ対策委員会

1. 実施の目的

- ① いじめの未然防止・早期発見
- ② いじめ実態の把握と人権意識の啓発
- ③ 教育相談体制の強化
- ④ 連携した指導体制の確認
- ⑤ 保護者及び関係機関との連携

2. アンケート調査の方法

- ・・・紙媒体か「Forms」等の端末で行うかは臨機応変に対応する

○LHR等を活用して、HR教室等で全校生徒（もしくはクラス単位・学年や学科単位）で実施時間は15分程度を想定。

※「いじめ」は絶対に許されない！という断固とした姿勢を教師が示す。

- ・副担任もLHRに入る。（茶化したり、他の生徒のアンケートを見たりする生徒を制する）
- ・A, B, C いずれかに○を記入させる。質問項目（記述式）も記入させる。（全員が鉛筆を動かすことによって誰が記入したかわからなくするため）
- ・記入後は用紙を裏返しにさせる。一斉に終了し、担任・副担任が回収する。（後ろの人に集めさせたりしない）

3. アンケート集計・・・当日中にアンケート用紙のチェックを行う。

- ・集計は、担任と副担任で行う。（難しい場合は教育相談係等で補助）
- ・アンケート用紙と集計用紙は、集計後教育相談係に提出する。（教育相談係は集計用紙のコピーをとる）
- ・その日でアンケート集計結果用紙とアンケート用紙を担任に返却する。

4. アンケート・集計後の取り組み

- ・いじめに関するアンケートの結果に基づいて、担任は個人面談を実施する。ケースによっては、教育相談担当、生徒支援部主任、生徒支援部各科担当教諭、当該学年主任が学級担任と連携をとって個人面談を実施する。
- ・集計後のアンケート用紙と集計用紙及び対応した資料等は、いじめ対策委員会で一定期間保管する。
- ・上記の一定期間保管した資料は、必要に応じて生徒支援や外部機関との連携に役立つ。

5. その他の取り組み

- ① 学校全体で指導する体制作り（少しでもいじめと覚悟することを見逃さない）
- ② いじめの被害(加害)生徒の継続的観察
- ③ 生徒会執行部とアンケート内容の検討

